

仙台地方裁判所委員会(第26回)議事概要

1 開催日時

平成26年11月6日(木)午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 委員

秋吉淳一郎, 浅野富美枝, 石神敏夫, 官澤里美, 北園宏, 齋藤紀昭, 佐藤俊昭, 嶋田悦郎, 高山秀樹, 沼倉良郎, 橋本省, 畑一郎, 山根薫, 吉田幸江(50音順, 敬称略)

(2) 事務担当者

(民事部) 本郷民事首席書記官

(刑事部) 腰塚刑事首席書記官, 青山刑事次席書記官, 岸浪裁判員調整官

(事務局) 北村事務局長, 高橋事務局次長, 秋元総務課長, 岩船総務課課長補佐, 佐藤総務課広報係長

4 議題

(1) 仙台地裁における裁判員裁判の運用状況等について

(2) 利用者アンケートについて

5 議事等

(1) 開会

(2) 委員長の選任及び委員長代理の指名

互選により, 秋吉淳一郎委員(仙台地方裁判所長)が委員長に選任された。
委員長は, 畑一郎委員を委員長代理に指名した。

(3) 議題「仙台地裁における裁判員裁判の運用状況等について」

腰塚刑事首席書記官から「裁判員裁判の運用状況」の説明が, 秋元総務課長から「裁判員制度の広報活動」の説明があり, その後, 意見交換が行われた。

意見交換の要旨は別紙1のとおり

(4) 議題「利用者アンケートについて」

秋元総務課長から利用者アンケートの他庁での取組等を紹介後, 意見交換が行われた。

意見交換の要旨は別紙2のとおり

6 次回期日等

(1) 次回期日 平成27年5月14日(木)午後1時30分

(2) テーマ 未定(追って調整する。)

(別紙1)

意見交換の要旨

議題「仙台地裁における裁判員裁判の運用状況等について」

(◎委員長, ○委員, □説明者)

- 裁判員等経験者のアンケート結果で、参加前は消極的だったが、参加後にはプラスの影響を与えたということが分かった。学校教育の中で、裁判とは何か、一般市民がどのように裁判と関わっていくかというような、基本的な知識や態度を学ぶ機会がないので、この問題を発展させていくためには、教育制度の中に、リーガル・リテラシーをもっと取り入れていくべきだと考える。
- 裁判員裁判対象事件の新受件数が年々減少しているとのことであるが、その要因としてはどのようなことが考えられるのか。
- ◎ 事件数の減少は全国的な傾向であり、刑事事件だけではなく、民事事件も減少している。刑事事件の新受件数が少ないということは、起訴された事件が少ないということであるが、この辺の傾向について、検察官の委員から補足説明をお願いしたい。
- 裁判員裁判対象事件に限らず、刑法犯自体の認知件数が減少している。認知件数とは、警察が被害届などによって把握した刑事事件の件数であるが、平成14年をピークとして、その後減少傾向にある。

また、欧米でも刑法犯の発生件数が減っていると聞いている。一説では、日本の場合は、少子高齢化の影響があるのではないかと言われている。高齢者が凶悪犯罪を犯すのは稀である。「犯罪適齢期」と言われる刑法犯を犯す割合の高い層が減少しているのが一因ではないかとも指摘されている。
- 裁判員制度は、アメリカの陪審員制度を倣ったところもあると思うが、アメリカの陪審員は有罪・無罪のみを評決して、量刑は決めないのに対し、どうして日本の裁判員裁判では裁判員が量刑も決めることになったのか。裁判員にとって、どのような量刑が適当か判断することはなかなか難しいことであり、それが新たな負担にならないかと思う。

また、医師のように血を見ることには慣れていない人ならまだしも、ほとんどの人は血を見ることには慣れていないであろう。検察官が提出する資料では、殺人など犯行の残虐性を訴えるため、裁判員にも生々しい写真等を見せることがあるかと思うが、それによってPTSDになったという事案もあったと聞いている。この点、裁判所としてはどのような対策をとっていくつもりか。
- ◎ アメリカやイギリスなどで行われている陪審制は、陪審員だけで有罪か無罪を決

める制度で、ドイツなどで行われている参審制は、裁判官の中に任期制で選ばれた参審員が入り、量刑も決めるという制度である。日本の裁判員制度は、個別の事件ごとに選ばれた裁判員が裁判官と一緒に、有罪無罪と量刑まで決めるという全く新しい形の制度である。

量刑というのは非常に難しく、特に数値化することが難しい。実際の裁判員裁判の評議では、これまでの量刑の分布傾向を示したグラフがあるので、それを見ながら、今回の事件であれば、重い方なのか、軽い方なのかなど議論をしながら進めている。

精神的負担に対する配慮については、かなり苦労している部分である。今の取組としては、遺体の写真を証拠で調べる場合、まず本当に必要なかどうかを検討し、必要性があるとなった場合、それをどういう方法で調べるか、カラー写真か白黒写真かあるいはイラストにするのかを検討する。

また、調べることになった場合、選任手続において、今回の事件では、こういう証拠を取り調べる予定ですというのを予告し、そういう証拠を見ることに抵抗がある方は申し出て下さいという説明もしている。審理期間中においても、裁判員等に声掛けするなど、裁判官だけではなく裁判所職員も含めて、常に裁判員等の様子を気に掛けるよう努めている。

- 精神的負担の問題については、最近出てきた問題ではなく、制度導入当初から、配慮の必要性については法曹三者で協議していたところである。事件によっては、裁判官の裁判ではここまでの証拠を出していたが、裁判員裁判ではここまでは出してはいけないのではないかというような線引きを、個別の事件で、検察官、弁護士及び裁判官も含めて協議しながら行っていた。写真を白黒にするという工夫についても、平成21年当時から行っていたところである。検察官としては、例えば殺人罪の法定刑は懲役5年から死刑までと非常に幅広いため、どうやって人を死なせたか、なぜ死なせたかというところまで立証する必要がある。刃物を使ったのか使っていないのか。刃物を使った場合、どういうふうに使ったのかというところまで立証しないと、量刑の数値化に繋げることは難しい。どのように刃物を使ったのかを示す物的で確実な証拠となると、遺体の傷の状況などになるから、必要最低限、この写真だけは証拠として立証する必要があると絞り込んだ上で、証拠の価値を損ねない限度で白黒加工したりして提出する。場合によってはカラーのまま提出するが、その場合でも、事前に、こういうところを確認していただきたいので、このような写真を見ていただきますとアナウンスした上で、必要のないところはトリミングするなど見せ方を工夫している。立証上の必要性和裁判員に必要以上に精神的負担を掛けないというところのせめぎ合いのところ、慎重に見極めて行っていた。
- 弁護士の立場で見ても、写真の問題について言えば、検察官の方で必要な限度で配慮はしていると思っている。裁判員に写真を見せる前に、このような写真です

と予告してから見せるという工夫は、良い配慮だなと感じた。

◎ 裁判所は比較的柔軟に辞退を認めているようだが、辞退を認められた人を除いた出頭しなければならない数である出頭率が年々下がっている。このことは、裁判所の呼出に無反応な人が増えているということである。辞退の申出もしないし、出頭もしないという人が増えており、この人達にどう働きかけていくかというのが重要である。先ほど御意見があったように、やはり幼いころからの法教育というのが必要になってくるのかなと感じている。

○ 裁判所の感想として、裁判員制度を導入したことが良かったと思っているか。個人情報取扱いなど、今の世の中は生きづらい風潮がある中で、写真の見せ方の例のように、工夫して、苦労して、時間や手間を掛けて行うメリットはあると思うか。

◎ 私も含め、現場の裁判官も良かったと感じていると思う。何が良かったかという点、今まで「あうん」でやっていたようなことが、言葉にして説明しなければならなくなった。実は、裁判官は分かっていたように見えて、分かっていた部分もあった。

例えば、量刑の話にしても、これまでの裁判官の裁判では、量刑感覚というか量刑相場というところでやっていた部分があったが、裁判員裁判では、従前の傾向を調べ、裁判員に説明をし、意見を聞きながら進めていく必要が出てきた。

また、証拠についても、遺体の写真なども以前は比較的広めに採用してきたと思われるが、今は、立証趣旨や必要性をとことん突き詰めて考えている。ブラックボックスであったことが顕在化してきたわけである。裁判員の方々は、本当に真剣に、真摯に取り組んでいただいているので、とても清々しい気持ちになる。多くの裁判官は、勉強になる、やりがいのある制度だと感じていると思う。

○ 経験する前にはやりたくないと思っていた方も、経験後はやって良かったというアンケートの結果があったが、これは裁判員に依拠していただける方を増やす良い材料になると思うが、それをPRする場所がないとどうにもならない。年間1000人が裁判所に見学に来たからと言って、それが広報だとは言えない。裁判員裁判は数多くの国民に経験して欲しい制度である。全体の良さや意義を伝えるためには、やはりメディアの力が必要かなと思う。CM作成は難しいだろうが、特集番組を組んでもらうなどすればもっと広く国民に伝わると思うが、そのような取組はこれまではなかったのか。

□ メディア広報については、今年の夏に、制度5周年ということで、法曹三者が裁判員制度の今後と展望を語る企画の番組が放送されたが、地裁レベルではない。先ほど紹介した出前講義については、裁判員経験者で出席可能な方がいれば、裁判官と共に参加していただき、経験者の生の声を市民の方に聞いていただくことを予定している。

○ 報道によると、裁判員裁判では、裁判官だけの裁判に比べ、厳罰化の傾向にあ

ることだが、実際はどうか。

- ◎ 個々の裁判と事件全体を見たときで見方が違うかと思う。性犯罪については厳罰化傾向にあるようだが、一方で介護疲れの殺人未遂のように同情の余地がある事件については軽い方向に動いている。また、執行猶予判決の際に、保護観察に付す事件が増えている傾向にあるようだ。

また、個別事件については、求刑超えということも指摘されている。これは、10年の求刑に対し、15年の判決であった場合などだが、裁判員は犯罪と無縁の生活をしているので、どうしても重い傾向に働きがちである。過去の量刑のグラフでは、こういう今までの傾向がありますというのを見てもらいながら、考えていただくということをしているので、若干重い傾向にあるのかもしれないが、それなりに収まっているのではないかと考えている。

- 性犯罪の厳罰化は良く指摘されているところであるが、まだ5年であるので、もう少し長い期間、傾向を見ないと裁判員裁判ゆえに目に見えて増えたかどうか断言まではできないと思う。だが、現場的には性犯罪に対するとらえ方については、国民の規範意識と乖離している部分があったのではないかとということで、検察庁では、性犯罪被害について研修を行うなど勉強する契機となった。これは、裁判員裁判が導入されて良かった点の一つになるかと思う。

- 制度開始から5年、全国で約5万人が裁判員等を経験されたということだが、確かに順調に推移してきているように見えなくはないが、果たして、本当のところ、国民の裁判員制度に対する理解が深まっているのだろうか。仙台に限らず、全国的にも辞退率が高まってきており、出席率も減少傾向にあるということで、慣れっこと言うか、制度当初は、辞退することは御法度という意識を持って仕方なく参加していたが、5年が経過し、辞退も柔軟に対応してもらえるという話が出てきて、消極的な方が、なかなか参加しなくなっているのではないか。裁判員経験者のアンケートでは、参加前は消極的な意見の方も、参加後は良かったという感想が寄せられているようだが、この数値もそのまま受け止めても良いのかは疑問である。人間は、嫌々でもやらされたもの、やったものを否定するような感想を持たないので、確かに良い経験は良い経験かもしれないが、その程度では理解が深まったとは言えないと思う。それと、本当に理解が深まっているのであれば、経験した方々が周囲の方々に広く経験を語っていただくことで、広報の一翼を担ってもらわないと広まっていけないであろう。そのときに引っかかるのが、裁判の中のやりとりは一切口外してはいけないということが、強い縛りになってしまい、言っても良いことも言えない雰囲気になり、なかなか普及していかない、理解が進んでいかないという一因にもなっているのではないか。このあたりをもう少し柔軟に対応することで、口コミ等で良い経験を多くの方に広めていくということをやりにすれば、積極的にやってみようという方が増えるであろう。この制度を定着させるために、広報活動の評価と共

に経験者に関わっていただく仕組みというものを考えていく必要があると考える。

- アンケートの点については、御指摘のとおり、裁判終了直後の達成感があるときに、裁判所内で行ったものなので、結果の数値については、ある程度割り引いて考えなければいけないと裁判所も考えている。ただ、それを踏まえても、ある程度の満足感があるというのは間違いないであろう。それが広まっていけない理由として守秘義務が必要以上に重く伝わっている可能性があるのではという指摘については、裁判の後に、裁判員であったことや公判廷のやりとりについては言っても構わないのだが、中には、何も話してはいけないと思っている方もいる。実際に裁判員等に選任された方に対しては、裁判官から丁寧に守秘義務の説明はしているので、守秘義務の理解が正しく伝わっていけば、少しずつ緩和されていくと思っている。
- ◎ 実際に体験された方の経験を広めていくことが非常に有効であるという御意見があったが、裁判所として、その手法をいろいろと考えていかなければならないと考えている。

(別紙2)

意見交換の要旨

議題「利用者アンケートについて」

(◎委員長, ○委員, □説明者)

- ◎ まず、本テーマを提案された委員から趣旨の説明をお願いします。
- 裁判所のヘビーユーザーは弁護士であり、気づいたことなどについては、法曹三者の協議会等のときに発言し、改善され、利用しやすい裁判所が変わってきている。ただ、法曹からすると、当たり前のことと知っていることでも、一般の方からすると分かりにくかったり、不便だったりすることもあり得る。一般ユーザーが裁判所に対してどのようなことを考えているのか、不便な点があるのか等の声を拾い上げることで、法曹では気づかないところを改善する契機になる。この地方裁判所委員会もそのツールの一つではあるが、市民の声を聞くことで、本当に利用しやすい裁判所にできるのではないかと思い利用者アンケートの実施を提案した。
- 他庁の実施状況だが、まず、仙台家庭裁判所では10月から利用者アンケートを実施している。アンケート内容は、大きく分けると、設備に関するもの、手続案内に関するもの、待合室等の施設に関するものの三つである。

また、裁判所ウェブサイトに掲載されている他の地裁委員会の議事概要によると、利用者アンケートを実施している庁がいくつかあり、アンケート項目としては、目的部署へのアクセス、職員の対応、自由意見欄等であり、実施期間は2、3か月程度のものである。
- ◎ 所属する団体等での取組も御紹介いただきながら、利用者アンケートを行うことの適否、行う場合の項目について御意見を伺いたい。
- 私が所属する自治体では年1回、ちょうど今の時期に市民の方のアンケートを実施している。アンケートを実施することで、職員の意識も変化し、利用し易い施設、分かりやすい窓口対応等を日ごろから心掛けて行うようになる。アンケートを実施すること自体は良いことだと思う。
- アンケートの対象は、どのような人を想定しているのか。
- 手続案内窓口へ来た来庁者がメインになると考えている。
- 判決や和解の内容については、勝ち負けの問題であり、負けたとしても、自分自身にもマイナス面があることを認識していることが多いので、結果については受け入れやすい。ただ、職員の態度、場合によっては裁判官の態度については、不満を持つ人もいるかと思う。職員の対応・態度に関する項目は入れるべきだと思う。

- 人の応対に対して、ユーザーの批判や不満が出てくるのであるから、改善のヒントを見つけようとするならば、応対に対してのアンケート項目は入れるべきである。
- 大学では、より良い大学にする目的で、学生や保護者に対して定期的にアンケートを実施しているが、アンケート結果と同時に検討課題として挙がるのが、回収率の問題である。アンケートに回答しなかった人たちの考えをどのようにくむかというのも重要である。裁判所がアンケートを実施する目的は、市民にとって利用しやすい裁判所を目指してのものであろうから、実現は難しいかもしれないが、裁判所を利用したいが来庁出来ない人たちの声をどのように拾っていくかも同時に考えていく必要がある。
- 裁判所に来れない人、さらに言うと、弁護士にアクセスしにくい人をどうするのか。弁護士にアクセスできれば、弁護士が裁判所にアクセスすることができる。そういうニーズをどうやって拾い上げるのか。場合によっては、マスコミの力を借りながら、ニーズを探っていくというのも一つの方法かと思う。
- 裁判員制度導入前後は、裁判官や検察官がいろいろな場所で説明する機会が多くあったと思うが、それまでは、裁判官や検察官が外に出て行って、肉声を発するという事はあまりなかった。あのとき、裁判員制度の普及が目的ではあったが、法曹関係者の肉声が伝わるのが良かったと感じていた。裁判所が敷居を低くする必要はないが、アンケートで言葉遣いや態度についての意見を聞くことよりも、裁判官が今どういうことを考えていて、どういう姿勢で裁判に臨んでいるのかなどを発信していくほうが良いと思う。それがひいては、裁判所に対する信頼や安心に繋がるのではないか。
- できれば裁判所には関わりたくないと思うのが国民の感覚かと思う。ただ、本当に困って裁判所の方を向いたときに、アクセスであるとか利用方法が分からないでは困るので、そこをしっかりとフォローするのが先決であると考え。来庁者に対する対応は二の次であって、そのフォローをしっかりとすることが大切であると感じている。
- 例えば、土日や夜間も期日を開いて欲しいなどの、今の態勢では実現困難な意見でも、まず拾いあげることが重要である。ニーズを把握した上で、各地の裁判所で実現できることがあれば、改善のきっかけとすれば良いのであって、いろいろな意見を集めるためにも、とりあえずやってみることが必要であろう。
- 利用者アンケートを実施するのは結構だと思う。ただ、そこで留まっていたのでは駄目である。所詮、利用者の中の意見でしかないのであって、裁判所にあまり関わりたくないと思っている多くの方に対して、司法を身近に感じてもらう、または接近するためのきっかけとするため、アンケート結果を利用することを検討してはどうか。例えば、良い意見を出された方の協力もいただきながら、シンポジウムやセミナーを開催し、利用していない人たちに対して、裁判所が変わろうとしていること

を発信したり、こうすればもっと使い勝手が良くなるということを市民の側にボールを投げるというような試みを検討してみてはどうかと思う。

- ◎ 今回の意見を参考にさせていただきながら、アンケートを実施する方向で検討する。実施時期やアンケートの項目等については、裁判所に一任させていただきたい。